

平成30年4月の組織改正に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

平成30年3月29日

新潟市長 篠田 昭

新潟市訓令第3号

平成30年4月の組織改正に伴う関係規程の整理に関する規程

(新潟市請負工事等入札参加資格要件等審査委員会規程の一部改正)

第1条 新潟市請負工事等入札参加資格要件等審査委員会規程(昭和40年新潟市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(組織)

第3条 委員会の委員は、財務部を所管する副市長、技監、農林水産部長、都市政策部長、建築部長、土木部長、下水道部長及び財務部長をもつて充てる。

(新潟市文書規程の一部改正)

第2条 新潟市文書規程(昭和42年新潟市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「,文化財センター」,「,食育・花育センター」及び「,技術管理センター」を削り,同条第4号中「保健所,技術管理センター,地域土木事務所,地域下水道事務所」を「児童相談所,保健所」に改め,同条第6号中「区役所の総務課長」を「区役所の地域総務課長(東区役所,中央区役所及び西区役所にあつては,総務課長)」に改め,同条第7号中「,文化財センター所長,児童相談所所長」及び「,食育・花育センター所長」を削る。

第33条中「法制課長」を「行政経営課長」に改める。

(新潟市公害苦情相談員規程の一部改正)

第3条 新潟市公害苦情相談員規程(昭和46年新潟市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「区民生活課」の次に「(中央区役所にあつては,窓口サービス課)」を加

える。

(新潟市道路監理員規程の一部改正)

第4条 新潟市道路監理員規程(昭和47年新潟市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「及び課長」を削る。

(新潟市工場立地推進委員会規程の一部改正)

第5条 新潟市工場立地推進委員会規程(昭和58年新潟市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2市民生活部の項中「市民協働課長 市民生活課長」を「市民生活課長 市民協働課長」に改め、同表農林水産部の項中「農業政策課長」を「農林政策課長」に、「農村整備課長」を「農村整備・水産課長」に改め、同表都市政策部の項中「都市交通政策課長 新交通推進課長」を「都市交通政策課長」に改める。

(新潟市電子計算機処理管理運営規程の一部改正)

第6条 新潟市電子計算機処理管理運営規程(平成元年新潟市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「総務部IT推進課」を「総務部ICT政策課」に改める。

第4条第2項及び第36条第2項中「総務部IT推進課長」を「総務部ICT政策課長」に改める。

第40条中「総務部IT推進課」を「総務部ICT政策課」に改める。

(新潟市環境保全調整会議規程の一部改正)

第7条 新潟市環境保全調整会議規程(平成7年新潟市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「, 技術管理センター所長」を削る。

別表第2市民生活部の項中「市民協働課長, 市民生活課長」を「市民生活課長, 市民協働課長」に改め、同表農林水産部の項中「農業政策課長, 農村整備課長, 水産林務課

長」を「農林政策課長，農村整備・水産課長」に改め，同表都市政策部の項中「新交通推進課長，港湾課長，空港課長」を「港湾空港課長」に，「技術管理センター技術管理課長」を「技術管理課長，工事検査課長」に改め，同表土木部の項中「地域土木事務所建設課長」を「地域土木事務所長」に改め，同表下水道部の項中「地域下水道事務所普及推進課長」を「地域下水道事務所長」に改め，同表区役所の項中「区民生活課長」の次に「（中央区役所にあつては，窓口サービス課長）」を加え，同表教育委員会事務局の項中「教職員課長」を「教育職員課長」に改める。

附 則

この規程は，平成30年4月1日から施行する。